

令和4年度 第8回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和4年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年11月8日(火) 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第3 (追加提案) 報告第2号 農地台帳登載申請の取下願について  
日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について  
日程第7 諮問第1号 法定外公共財産(道)の用途廃止について  
日程第8 (追加議案) 議案第5号 耕作放棄地に係る非農地判断について

### 出席委員(18名)

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一  | 3 高橋忠明  | 4 横尾昇   |
| 6 中泉敏則  | 7 鈴木修三  | 8 篠原京子  | 9 星川俊夫  |
| 10 高橋博  | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 |         |         |

### 出席農地利用最適化推進委員(18名)

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 2 石川茂   | 3 薦田悦男  | 4 森川雅之  | 5 石川俊治  |
| 6 佐藤保之  | 9 尾崎之隆  | 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 |
| 14 受川清男 | 15 河村一碩 | 17 鈴木一郎 | 18 眞鍋聖二 |

19 川上雅司      20 渡辺 昇      21 越智 寧      22 村上佳清  
23 近藤良啓      25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

5 押条和司朗

欠席農地利用最適化推進委員（6名）

1 脇 純 樹      7 宇高 勉      8 鎌倉 静夫      12 三宅恒久  
13 紀井正明      16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 篠原敬三      次 長 三宅栄一      係 長 武村美保  
係 長 三村真都華      主 査 金子愛弓

第8回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和4年11月8日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

7番 宇高 委員

8番 鎌倉 委員

12番 三宅 委員

13番 紀井 委員

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

12番 眞鍋 委員、13番 鈴木 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年9月20日解約。

番号2の案件については、令和4年9月15日解約。

番号3の案件については、令和4年9月15日解約。

番号4の案件については、令和4年10月17日解約。

番号5の案件については、令和4年9月27日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、報告第2号、「農地台帳登載申請の取下願」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第2号、「農地台帳登載申請の取下願」について、報告いたします。お手元に配布しております、議案書（追加提案分）の1ページをご覧ください。

本日、審議予定となっておりました、議案第4号「農地台帳登載申請について」の番号1につきましても、申請人の都合により「取下願」が提出されましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

番号1から5については、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。申請者は、現在、広島県に居住しておりますが、毎月2週間程度実家に帰省し、農業に従事しており、農業を継続することに関しては問題ないと思います。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号6から8の案件については、「農地所有適格法人」による農地取得の案件ですので、まとめて説明します。

受人は、会社設立が「平成14年10月9日」で、事務所は「土居町小林」に存しており、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、許可後は椎茸の栽培を予定しています。

法人が農地を取得するには、農地法第2条第3項に規定する「農地所有適

格法人」の要件である、法人形態、事業内容、構成員、役員要件及び農地法第3条に規定する取得要件を満たす必要があります。

それでは、農地所有適格法人の要件につきまして、ご説明いたします。まず、法人形態の要件ですが、受人は「株式会社」であり、農地法では株式の譲渡に関し、「当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない」と規定しており、「非公開会社」となっていることから、法人形態の要件を満たしております。

次に事業の要件ですが、法人の主たる事業が、農業とその関連事業であることが要件となりますが、実績において農業が売上高の全部を占めていますので、事業要件を満たしております。

構成員の要件については、法人の総議決権の過半が農業関係者である必要がありますが、受人は議決権の数の合計60株すべてを代表取締役が有しており、農業関係者の議決権の割合が100%となっており、構成員の要件を満たしております。

最後に役員の要件については、農地所有適格法人の理事等の過半は法人が行う農業に常時従事する構成員であること、また、法人の理事等又は法人が行う農業について権限と責任を有する使用人のうち、1名以上の者が法人が行う農作業に従事することになっています。当法人の取締役2名が農業への年間従事日数及び、農作業への年間従事日数が250日となっていることから、役員要件を満たしており、法人としての適格性を有しております。

次に、農地法第3条の規定による「農地の権利の取得要件」につきましては、法人の業務を執行する役員又は法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち、1人以上の者が法人が行う農作業に常時従事することになっており、こちらも満たしております。

以上のことから、「農地所有適格法人」の「資格要件」及び「権利取得の要件」については、問題ありません。

また、8月29日には、農地の受け手としての要件を満たしているか否かを審査するために、会長、鈴木職務代理者、坂上委員、鈴木和治委員、鈴木秀幸委員、渡辺推進委員、近藤推進委員で受人へのヒアリングを実施しております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 4番については、申請渡人本人が亡くなったと聞いております。事実関係が明らかでないので、今回は審議保留にすべきではないかと思えます。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番から8番

委員 8月29日に会長ほか6名でヒアリングを実施しました。申請法人は、現在、椎茸の生産販売を行っております。今後も経営安定を図るため経営規模拡大を考えており、新たに椎茸栽培に必要な土地を取得予定です。

許可後は、水利等、地域の取り決めを守り、協力する旨も伺っており、



周辺への農作業に支障はないものと思われます。遊休農地を解消し、大規模な農業を行いたいとの意欲が感じられました。

また、事務局の説明で農地所有適格法人の要件を満たしておりますので、問題ないと思います。

6番の小林の土地について、農地として十分管理されていますので異議ありません。

委員 7番、8番の上野の土地については、10月28日に現地調査を行いました。現在は、雑草が繁茂しておりますが、トラクターをかけると十分復旧できると思いますので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号5番と6番から8番については、鈴木推進委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木委員 退席)

議長 議案第1号、番号5番と6番から8番、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号5番から8番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木委員 入室・着席)

議長 鈴木 推進委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号5番及び6番から8

番、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」については許可することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第1号中、番号1から3番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

4番については、審議保留という意見がありました。事実関係が明確でないため、今回の審議については保留としてよろしいでしょうか。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、4番を審議保留とし、それ以外については原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は12件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1から4の案件については、受人が同一のため、まとめて説明します。番号1と2については、現在、賃貸共同住宅に居住する受人が、実家近くの申請地に一般個人住宅を建築するもので、番号3と4は、当該住宅への進入路で、受人が位置指定道路として整備するもので、番号1、3、4は使用貸借、番号2は所有権移転により譲り受けるものです。申請地は

すべて第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われ  
ます。

番号5の案件について、受人は、松山自動車道の耐震工事を請け負う法人  
で、工事現場に近い申請地を一時的に借り受けて、資材置場とするもの  
で、工事完了後は農地に復元するため、一時転用許可申請することはやむ  
を得ないと思われま

す。番号6の案件については、今年7月の総会で転用許可申請について審議  
し、その後、申請者の一身上の都合により取下げされた案件で、今回再申  
請するものです。受人の父は、申請地に隣接する賃貸共同住宅を経営して  
いますが、来客用の駐車場が不足しており、申請地を含めて一体的に利用  
するため、申請地を譲り受けての宅地拡張で、所有権移転後、受人が父に  
貸借し、駐車場に充てるものです。申請地周辺は宅地化が進み、市街化が  
見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思わ  
れます。なお、申請地の一部に農業用倉庫が既に建築されているため、始  
末書が提出されています。

番号7の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境  
が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申  
請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われ  
ます。

番号8の案件について、受人は紙製造加工業を営む法人ですが、現在、紙  
製品の需要拡大とともにトラック等の搬入も増加傾向にあり、それに伴い  
従業員用駐車場が不足するため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設  
で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転  
用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号9の案件について、受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、生活

施設から近く住環境の整った申請地を譲り受けての、特定建築条件付宅地分譲です。「特定建築条件付宅地分譲」とは、転用事業者が指定する建設業者と土地購入者がおおむね3か月以内に建築請負契約を締結することを約し、締結しなかった場合には、当該土地の売買契約が解除されることが契約書において規定されていること、また当該土地をすべて販売することができなかった場合は、残余の土地に自ら住宅を建設することを条件に、宅地造成のみの転用を許可されるものです。なお、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号10から23の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。受人は運送業を営む法人ですが、近年、物流形態の変化に伴い、貨物量が増加し倉庫が不足しているため、申請地を譲り受けての倉庫建設です。3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となることから、排水計画等については市・都市計画課の開発協議の中で審査されております。申請地は、県道や市道に面しており、将来的に、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号24の案件について、受人は、自宅から隣接する農地への進入路が狭く、勾配があるため、申請地を譲り受け、農業用進入路を整備するもので、申請地は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号25から27の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、同地域内で住宅建築の需要が多いことから、申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

番号 28 の案件について、受人は不動産業を営む法人ですが、住宅建築の需要が多い市内中心部の申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第 3 種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号 1 番から 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

委 員 異議ありません。

議 長 8 番

委 員 異議ありません。

議 長 9 番

委 員 異議ありません。

議 長 10 番から 23 番

委 員 番号 10 番から 23 番の案件については、以前、農振除外と法定外公共物の用途廃止について、総会で審議されていますので、今回の案件についても転用することはやむを得ないと思います。

議 長 24 番から 27 番

委員 異議ありません。

議長 28 番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」  
について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 2 号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見  
を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第 6、議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 武村 係長

武村 それでは、議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号 1 の案件については、6 年間の貸貸借です。

番号 2 の案件については、3 年間の使用貸借です。

番号 3 の案件については、3 年間の使用貸借です。

番号 4 の案件については、3 年間の使用貸借です。

番号 5 の案件については、5 年間の使用貸借です。

番号 6 から 11 の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 番号6から11までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 議案第4号、「農地台帳登載申請」はさきほど報告がありましたとおり、取り下げられております。

議長 日程第7、諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、  
を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、  
説明いたします。

番号1の案件については、議案第2号「農地法第5条第1項の許可申請」  
番号25から27の関連案件です。当該「道」は、農地転用の一体利用地と  
して、払い下げを受け、建売分譲地として一体利用する予定です。なお、  
地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 11月1日に現地確認を行いました。先ほど説明があったように、現地は転  
用により分譲宅地となり、各分譲地も各々が接道していること、また、地  
元の水利組合の同意も得られていることから、用途廃止することは問題な  
いと思われま。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産（道）の用途廃止」について、「廃止しても  
支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答



申いたします。

議長 日程第8、議案第5号「耕作放棄地に係る非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三村 係長

三村 それでは、議案第5号「耕作放棄地に係る非農地判断」について、説明いたします。本日配布しております、追加議案書をご確認ください。

委員の皆さんには、6月から8月にかけての暑い中、市内農地の「利用状況調査」を実施していただきありがとうございました。

非農地判断の背景としましては、農地法改正に伴い、「農地基本台帳」が法定台帳に位置づけられ、農業委員会は年一回管内の農地全筆の「農地利用状況調査（農地法第30条）」を実施し、「農地台帳」の整備を行うことが義務付けられました。

非農地判断の目的は、本市における「守るべき農地の明確化」と「農地の適正な管理」を行うため、「農地利用状況調査」の実施結果に基づき、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、また、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが見込まれない農地について「非農地」判断を行うものです。

今回、「非農地」とすることについての判断を求める農地の一覧は、別紙非農地一覧のとおりです。市内全体の筆数は、111筆 面積は約7.9haです。

今回、総会において、「非農地」と判断された荒廃農地につきましては、所有者に「非農地通知」を発出し、農地台帳から削除するとともに、関係各3機関（松山地方法務局四国中央支局、愛媛県、四国中央市）に対し、「非農地通知一覧表」により、その旨を通知することとなります。なお、「非農地通知

書」をもって登記地目が変わることはありませんので、所有者は、不動産登記法に基づく法務局への「地目変更登記の申請」を行うこととなります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「耕作放棄地に係る非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第5号は、承認することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議には入りません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 （「特になし。」との声）

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （14：40）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 隆

---

委 員 眞 鍋 晴 豊

---

委 員 鈴 木 博 美

---